帯広市告示第254号

帯広市契約規則（昭和39年規則第22号）第７条の規定により、自動販売機設置場所の貸付けに係る条件付き一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和８年11月13日

帯広市長　上　野　庸　介

１　入札に付する物件

次に掲げる物件を条件付き一般競争入札により自動販売機（以下「自販機」という。）設置場所として貸し付ける。

※物件の詳細は別紙「仕様書（飲料用自動販売機）」のとおり

物件番号	施設名称	台数（台）	販売品目	貸付場所	貸付面積（㎡）	貸付期間
1	バスターミナルおびくる	1	飲料	西側出入口	1.27	3年間

２　入札参加資格

入札に参加できる者は、次の条件をすべて備えている者とする。

（１）帯広市競争入札参加資格者名簿（物品・役務等）の（中分類：自動販売機）に登録がある者であること。

（２）入札公告の日から落札決定までの間、帯広市から指名停止措置を受けていない者であること。

（３）会社更生法第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

（４）自販機の設置業務において、令和５年11月１日から令和８年10月31日の間（以下「過去３年間」という。）に２年以上の管理及び運営実績を有している者であること。

（５）過去３年間に帯広市との間で自販機設置場所の賃貸借契約を締結した者で、契約書に記載する条件を誠実に履行していないと認められる者ではないこと。又は帯広市から自販機設置場所として行政財産の使用許可を受けた者で、許可書に記載する条件を誠実に履行していないと認められる者ではないこと。

（６）過去３年間に帯広市が実施した自販機設置場所の貸付けに係る入札に参加し落札者となった者で、契約を締結しなかった者ではないこと。

３　入札参加申込

（１）申込期間

入札公告の日から令和８年11月30日（月）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前８時45分から午後５時30分まで（ただし、正午から午後１時までを除く）。郵送の場合は、必着とする。

（２）提出方法

郵送又は持参による。

（３）提出場所

〒080-8670　帯広市西５条南７丁目１番地

帯広市役所　６階 都市環境部　都市建築室　都市政策課

電話番号：0155-65-4176

Mail：city_plan@city.obihiro.hokkaido.jp

（4）提出書類

ア　入札参加申込書（様式1）

イ　税情報確認承諾書（様式2）

ウ　過去3年間に2年以上の自販機設置業務の管理及び運営実績を確認できる書類

※ ア・イの様式は、帯広市ホームページから取得することができる。

※ イについて、市税の納入が確認日の直前でありすぐに納入の確認ができない場合は、納入が完了した証として、領収証等の写しを求めることがある。また、支店等から参加を申し込む際は、市税の課税されている本店、本社の押印のある委任状の提出が別途必要である。

4　入札参加資格の審査

入札参加資格審査の結果については、令和8年12月2日（水）までに発送する。

（1）送付書類

ア　条件付き一般競争入札参加資格審査通知書

イ　入札書（様式3）

ウ　郵便入札開札立会申込書（様式4）

※ イ・ウの様式は、帯広市ホームページからも取得することができる。

（2）入札参加資格がないと認めた方への理由の説明

入札参加資格がないと通知を受けた者は、その理由について説明を求めることができる。この場合、令和8年12月8日（火）までに市長（提出先　3（3）に同じ）に対し、書面（任意様式）により提出すること（FAXやメール等による提出は受け付けない）。令和8年12月10日（木）までに書面により回答する。

5　入札書の提出

（1）提出方法

郵送（一般書留郵便、簡易書留郵便又はレターパックプラスのいずれかに限る。）又は持参により提出すること。

（2）提出期限

令和8年12月14日（月）午後5時30分（必着）まで。休日を除く毎日、午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く）。郵送の場合は、必着とする。

（3）提出場所

3（3）に同じ。

（4）提出書類

入札書（様式3）

6　入札金額

（1）入札金額は、貸付期間の総額（3年間）を記入すること。

（2）落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額（1円未満切捨て）を加算した金額を落札金額とするため、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7　入札保証金

帯広市契約規則第9条第2号により免除する。

８　入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札書提出期限までに「入札参加辞退届（様式７）」を３（３）に提出すること。

９　開札執行の日時及び場所

（１）日時　　令和８年 12 月 15 日（火）　午前 10 時 00 分

（２）場所　　帯広市庁舎　６階　会議室

（３）開札の立会

開札の立会を希望する場合は、「郵便入札開札立会申込書（様式４）」を開札日前日（休日を除く）の午後５時 30 分までに提出すること（様式は、帯広市ホームページから取得することができる）。

10　落札者の決定

有効な入札のうち、予定価格以上で最高の価格の入札をした者を落札者と決定とする。

入札者には決定後直ちに、入札の結果を電話で連絡する。（入札者が立ち会っていない場合）

11　入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、申込書又はその他必要な書類に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した者の入札は無効とする。

12　契約の締結等

（１）行政財産借受申請書の提出

落札者は、都市環境部都市建築室都市政策課（３（３）に同じ）へ行政財産借受申請書（様式５）を速やかに提出すること。

（２）契約の締結

落札者は、令和８年 12 月 21 日（月）までに、帯広市と行政財産賃貸借契約書（案）（様式６）により契約を締結しなければならない。

① 契約の締結及び履行に関する費用については、落札者の負担とする。

② 連帯保証人は不要とする。

③ 契約期間中に会社の名称変更や合併などがあった場合も、契約内容を承継する。

13　契約保証金

帯広市契約規則第 29 条第３号の規定により免除する。

14　貸付期間

令和９年４月１日から令和12年３月31日までの３年間とし、自販機の設置及び撤去の期間を含むものとする。貸付期間満了後の期間の更新は行わない。

15　貸付料の算定

入札金額（貸付期間の総額）に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。電気料等は、別途負担とする。

16　設置方法等の相談

貸付期間の初日までに都市環境部都市建築室都市政策課（３（３）に同じ）に自販機の設置方法・日時・管理方法等を確認すること。

17　入札に対する質問

（1）提出方法

「質疑書（様式8）」を電子メール、郵送、FAX 又は持参により提出すること（質疑書の様式は、帯広市ホームページから取得することができる)。

（2）提出場所及び期限

3（3）に記載の提出場所へ令和8年 11 月 30 日（月）までに提出すること。

（3）質疑への回答

質疑に対する回答は、随時、帯広市ホームページに掲載する。

18　その他

（1）この告示書のほか、「自動販売機設置場所の貸付けに係る入札心得」を十分理解のうえ、入札に参加すること。

（2）入札の執行は、この告示書のほか、関係法令、例規及び市長の定めるところによる。

（3）入札結果は、帯広市のホームページで公表する。